一定の無線従事者の資格を有する者に対する試験の一部免除(規則第8条第1項)

一定の無線従事者の資格を有する者が他の資格の国家試験を受ける場合は、申請により別表の区分に従って国家試験の一部を免除します。

別表(その1)

無線従事者の資格を有する者に対する免除

受験者が現に有する資格	受験する資格	工学の基礎	無線工学A	無線工学B	電気通信術	法規	英語	無線工学	備考
第一級総合無線通信士	第一級陸上無線技術士				ı	0	١	-	
第二級総合無線通信士	第二級海上無線通信士	0	0	0				-	
	第二級陸上無線技術士				ı	0	1	-	
	第一級陸上特殊無線技士	_		-	-	0	1		
第三級総合無線通信士	第三級海上無線通信士	_	_	-				0	
	第一級海上特殊無線技士	_	_	-		0		0	
	第一級総合無線通信士	0						_	
第一級海上無線通信士	第二級総合無線通信士	0						_	
	第三級総合無線通信士	0	_	_			0		
	第二級陸上無線技術士	0			_		_	_	
第二級海上無線通信士	第二級総合無線通信士	0						_	
	第三級総合無線通信士	0	_	_			0		
	第一級海上無線通信士				0	0	0	_	
第三級海上無線通信士	第三級総合無線通信士		_	_			0		
	第一級海上無線通信士				0	0	0	_	
	第二級海上無線通信士				0	0	0	_	
	第四級海上無線通信士	_	_	_	_	0	_		
第四級海上無線通信士	第三級海上無線通信士	_	_	_				0	
	第一級海上特殊無線技士	_	_	_				0	
航空特殊無線技士	航空無線通信士	_	_	_	0				

注 免除する試験科目は、〇印を付したものとする。

別表(その2) 無線従事者の資格を有する者に対する免除

受験者が現に有する資格	受験する資格	工学の基礎	無線工学A	無線工学B	電気通信術	法規	英語	無線工学	備考
	第一級総合無線通信士	0	0	0					
	第二級総合無線通信士	0	0	0				_	
	第三級総合無線通信士	0		1				0	
	第一級海上無線通信士	0	0	0				_	
	第二級海上無線通信士	0	0	0				_	
 第一級陸上無線技術士	第三級海上無線通信士	_	ı	l				0	
另一	第四級海上無線通信士	-		1	-		_	0	
	第一級海上特殊無線技士		-	-				0	
	第二級海上特殊無線技士		-	-				0	
	第三級海上特殊無線技士		-	-				0	
	航空無線通信士		_	-				0	
	航空特殊無線技士		_	-				0	
	第一級総合無線通信士	0						_	
	第二級総合無線通信士	0	0	0				_	
	第三級総合無線通信士	0	ı	ı				0	
	第一級海上無線通信士	0						_	
第二級陸上無線技術士	第二級海上無線通信士	0	0	0				_	
	第三級海上無線通信士	_	ı	ı				0	
	第四級海上無線通信士		_	_	_		_	0	
	第一級海上特殊無線技士		_	_				0	
	第二級海上特殊無線技士			_			_	0	
	第三級海上特殊無線技士		_	_			_	0	
	航空無線通信士							0	
	航空特殊無線技士	_	_	_			_	0	

注 免除する試験科目は、〇印を付したものとする。

電気通信事業法による資格を有する者に対する試験の一部免除(規則第8条第3項)

受験者が現に有する資格者証の種類	受験する資格	免除する科目						
	第一級総合無線通信士							
	第二級総合無線通信士							
	第一級海上無線通信士	無線工学の基礎及び						
伝送交換主任技術者	伝送交換主任技術者 第二級海上無線通信士							
	第一級陸上無線技術士							
	第二級陸上無線技術士							
	第三級総合無線通信士	無線工学の基礎						
	第一級総合無線通信士							
	第二級総合無線通信士							
	第三級総合無線通信士							
線路主任技術者	第一級海上無線通信士	無線工学の基礎						
	第二級海上無線通信士							
	第一級陸上無線技術士							
	第二級陸上無線技術士							
工事担任者(第一級アナログ通信、第一	第二級総合無線通信士							
級デジタル通信及び総合通信に限る。)	第三級総合無線通信士 無線工学の基礎							
(注)	第二級海上無線通信士							

注 電気通信主任技術者規則等の一部を改正する省令(令和2年総務省令第八十五号)附則第3条第18項の規定により、なおその効力を有するものとされるAI第二種及びDD第二種並びに工事担任者規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第七十八号)附則第2条第1項の規定により、なお効力を有するものとされるアナログ第一種、アナログ第二種、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。